

札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱

平成 21 年 8 月 27 日 都市局長決裁

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日 都市局長決裁

一部改正 平成 31 年 1 月 25 日 都市局長決裁

一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 都市局長決裁

一部改正 令和 6 年 8 月 29 日 都市局長決裁

一部改正 令和 7 年 5 月 30 日 都市局長決裁

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(基準適合命令等)

第 3 条 法第 15 条第 1 項の規定による命令は、是正措置命令書（様式 3）により行うものとする。

2 法第 15 条第 2 項の規定による通知は、是正措置要請通知書（様式 4）により行うものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第 4 条 法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）第 8 条に掲げる図書のほか、バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式 5）及びバリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に算入されない床面積の算定表（様式 6）その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式 7）により申請者に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第 5 条 市長は、法第 17 条第 4 項の規定による申出があった場合（法第 18 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に

係るものである場合は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。ただし、申請者が同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出した場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を委託することができる。

3 市長は、前項の規定により審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

(計画の変更)

第6条 法第18条第1項の規定による計画の変更に係る認定を受けようとする者は、変更認定申請書(様式8)の正本1通及び副本1通に、それぞれ省令第8条の表に掲げる図書のうち変更に係る図書その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、第1項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書(様式9)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書(様式10)により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 法第17条第1項又は法第18条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、取り下げ届(様式11)の正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定申請書又は変更認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築等の取り止め)

第8条 法第17条第3項の規定による認定を受けた特定建築物の建築等又は維持保全を取り止めようとする者は、取り止め届(様式12)の正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第9条 法第21条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(様式13)により行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 法第22条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(様式14)により行うものとする。

(報告の徴収)

第 11 条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（様式 15）により、認定を受けた計画に従って工事を行った旨を市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式1 削除

様式2 削除

是正措置命令書

年 月 日

様

札幌市長

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、下記のとおり是正措置について命令する。

記

- 1 建築主等
- 2 建築主等の住所
- 3 特別特定建築物の位置
- 4 特別特定建築物の概要
用 途
階 数
延べ面積
構 造
- 5 命令事項
- 6 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

是正措置要請通知書

年 月 日

様

札幌市長

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第15条第2項の規定により、下記のとおり是正措置について要請する。

記

- 1 建築主等
- 2 建築主等の住所
- 3 特別特定建築物の位置
- 4 特別特定建築物の概要
用 途
階 数
延べ面積
構 造
- 5 要請事項
- 6 理由

バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
1 出入口 (第2条)	(1) 直接地上へ通ずる出入口の1以上	①幅120 cm以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉の戸	(戸の形式)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
	(2) その他の出入口 (籠、昇降路、便所及び浴室等を除く)	①幅90 cm以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
2 廊下等 (第3条) (車椅子使用者用経路を構成する廊下等を含む)		①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②廊下側に開く戸が安全上支障がない(アルコーブ)	(支障) 有・無	
		③休憩の用に供する設備の設置(ベンチ等)	(設備) 有・無 (適切な位置)	
	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる廊下等は適用しない	④幅180 cm以上(50m以内ごとに車椅子すれ違いスペースを設ける場合140 cm以上)	(内法幅) cm (すれ違い部) 有・無	
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	(高低差) 有・無	
	(1) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分 (自動車車庫の用途を除く)	①階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が1/20以下、又は高さが16 cm以下で勾配1/12以下の傾斜路を除く)	(点状ブロック) 有・無 (勾配) / (高さ) cm	
		②突出物を設ける場合の安全上支障のない措置 (講じた措置)	(突出物) 有・無 (講じた措置)	
3 階段 (第4条)		①幅140 cm以上(手すりの幅10 cm以下は不算入)	(内法幅) cm	
		②蹴上げ16 cm以下、踏面30 cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置(踊場を除く)	有・無	
		④滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		⑤段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		⑥主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段(自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 (段と連続した手すりを設けた踊場を除く)	有・無 (講じた措置)	
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	多数の者が利用する階段(車椅子使用者用経路を構成する階段を含む)を設ける場合(車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場等のみに通ずる階段を除く)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは6のエレベーターに限る)を設けているか	階段 有・無 (講じた措置)	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容		
5 傾斜路 (第6条) (第5条の規定により設ける傾斜路に適用)	車椅子使用者用駐車施設の無い駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路には適用しない	①幅 150 cm以上 (段併設の場合 120 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無		
		②勾配 1/12 以下	(勾配) /		
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm(踏幅) cm		
	上記の場合	②両側に手すりを設置 (勾配>1/12)	(手すり) 有・無		
		④両側に手すりを設置 (高さ>16 cm)	(高さ) cm 有・無		
		⑤滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)		
		⑥廊下と識別しやすい色	(講じた措置)		
不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用 (自動車車庫を除く)	⑦上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配が 1/20 以下、又は高さが 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路を除く。若しくは傾斜部分と連続して手すりを設けた踊場を除く)	有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)			
6 エレベーター (第7条) (多数の者が利用する階段を設ける場合に、設置される昇降機)	(1) 1以上のエレベーター及びその乗降ロビー (籠の停止階は多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便所・駐車施設・浴室等・客室又は誘導基準適合車椅子使用者用部分がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階とする) (多数の者の利用) ①～⑤及び⑥イ、⑦イ、⑧イを適用する (不特定多数の者の利用) ⑥イ、⑦イ、⑧イを除く全てを適用する (主に視覚障害者の利用) ⑥ロ、⑦ロ、⑧ロを除く全てを適用する(車庫除く)	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm		
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無		
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有・無		
		④車椅子の転回に支障ない籠の構造			
		⑤車椅子使用者が利用しやすい制御装置(籠内及び乗降ロビー；以下の⑩、⑪も同様)	(装置の高さ) cm		
		⑥イ 出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm		
		⑥ロ 出入口幅 90 cm以上	(内法幅) cm		
		⑦イ 乗降ロビー150 cm×150 cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無		
		⑦ロ 乗降ロビー180 cm×180 cm以上 高低差なし(水平)	(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無		
		⑧イ 籠の幅 140 cm以上	(内法幅) cm		
		⑧ロ 籠の幅 160 cm以上	(内法幅) cm		
	⑨籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有・無			
	⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等) 有・無			
	⑪籠の昇降方向の音声表示装置	有・無			
	(2) その他のエレベーター及びその乗降ロビー (多数の者の利用) ①～③及び⑥イ、⑦イを適用する (不特定多数の者の利用) 全項目を適用する	①籠の奥行 135 cm以上	(籠の奥行) cm		
		②籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無		
		③乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有・無		
④車椅子の転回に支障ない籠の構造					
⑥イ 出入口幅 80 cm以上		(内法幅) cm			
⑦イ 乗降ロビー150 cm×150 cm以上 高低差なし(水平)		(内法寸法) cm× cm (高低差) 有・無			
⑧イ 籠の幅 140 cm以上		(内法幅) cm			
7 特殊構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条) (第5条の規定により設ける昇降機に適用)	(1) エレベーターの場合	①段差解消機(建設省告示第1413号第1第九号)	(構造方法)		
		②籠の床面積 2.25 m ² 以下	(床面積) m ²		
		③車椅子の転回に支障ない籠の構造	(支障) 有・無		
	(2) エスカレーターの場合	①車椅子用(建設省告示第1417号第1ただし書き)	(構造方法)		

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容		
8 便所 (第9条) (多数の者が利用 する便所を設け る場合)	(1) 車椅子使用者用便房	①多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房を1以上設置	(車椅子用) 有 ・ 無		
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有 ・ 無		
		③車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無		
		④出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm		
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)		
		⑥戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無		
	(2) オストメイト対応水栓器具を設けた便房	①多数の者が利用する便所を設ける階において、各階の便所のうち1以上に、オストメイト対応水栓器具を設けた便房を1以上設置	有 ・ 無		
(3) 男子用小便器を設ける場合 (階ごとに1以上)	①床置きその他これに類する小便器を設置	(床置き) 有 ・ 無			
9 劇場等の客席 (第9条の2)	(1) 誘導基準適合車椅子使用者用部分	①客席に設ける座席の数が 100 以下の場合には 2 以上、100 を超え 200 以下の場合には座席の数の 1/50 以上、200 を超え 2,000 以下の場合には座席の数の 1/100+2 以上、2,000 超は座席の数の 75/10000+7 以上設置	(座席の数) 席 (車椅子用) 席		
		(2) 誘導基準適合車椅子使用者用部分の構造	①幅 90 cm以上 ②奥行 135 cm以上 ③床は平らとする ④車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造 ⑤同伴者用の座席又はスペースを隣接して設置	(幅) cm (奥行) cm (講じた措置) (講じた措置) (隣接) 有 ・ 無	
	(3) 客席に設ける座席の数が 200 を超える場合	(1)の規定による誘導基準適合車椅子使用者用部分を 2 箇所以上に分散して設置	(設置場所)		
	10 ホテル又は旅館 の客室 (第10条)	車椅子使用者用客室	①客室の総数が 200 以下の場合には 1/50 以上、200 超は 1/100 + 2 以上設置	(全客室数) 室 (車椅子用) 室	
			②出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
			③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
			④戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無	
(1) 車椅子使用者用客室に車椅子使用者用便房を設ける (当該階に共用車椅子使用者用便房がある場合を除く)		①出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm		
		②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)		
		③戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無		
(2) 車椅子使用者用客室に車椅子使用者用浴室を設ける (同一建物内に共用車椅子使用者用浴室がある場合を除く)		①浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(手すり等) 有 ・ 無		
		②十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無		
		③出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm		
	④自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)			
	⑤戸の前後に高低差がない (水平)	(高低差) 有 ・ 無			

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
11 敷地内の通路 (第11条)	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、③、④、⑤	①幅180cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く）	(幅員) cm	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無	
		⑤段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	(段) 有 ・ 無 (講じた措置)	
	(1) 段を設ける場合の段の構造	①幅140cm以上（手すりの幅10cm以下は不算入）	(内法幅) cm	
		②蹴上げ16cm以下、踏面30cm以上	(蹴上げ) cm(踏面) cm	
		③両側に手すりを設置	有 ・ 無	
		④段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	(2) 傾斜路の構造 (段に代わり又はこれに併設するもの)	①幅150cm以上 (段併設の場合120cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無	
		②勾配1/15以下	(勾配) /	
		③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場 (勾配1/20以下を除く)	(高さ) cm(勾配) / (踏幅) cm	
		④両側に手すりを設置 (高さ>16cmでかつ勾配>1/20)	有 ・ 無 (高さ) cm(勾配) /	
		⑤通路と識別しやすい色	(講じた措置)	
	*右記の内、地形の特殊性により、車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの通路部分に限り適用する基準；①、②、③	*車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場及び段等のみに通ずる敷地内の通路については、右記の基準は適用しない。	①幅180cm以上（段のある部分及び傾斜路を除く）	条件に基づき適用除外
			②自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸とし、かつ、その前後に高低差がない。（水平）	条件に基づき適用除外
			③段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設置	条件に基づき適用除外
			④傾斜路は、幅150cm以上 (段併設の場合120cm以上)	条件に基づき適用除外
			⑤傾斜路の勾配1/15以下 *この基準は左記の条件のとき次の基準がある。 ・傾斜路の勾配1/12を超えるとき両側に手すりを設置する。	(勾配) / (講じた措置) (手すり) 有 ・ 無
⑥傾斜路の高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場 (勾配1/20以下を除く)			条件に基づき適用除外	
⑦傾斜路の幅180cm以上			条件に基づき適用除外	
12 駐車場 (第12条)	多数の者が利用する駐車場を設ける場合	①駐車施設の総数の2/100以上の数の車椅子使用者用駐車施設を設置	(駐車施設の総数) 台 (車椅子用) 台	
		a 幅350cm以上	(幅員) cm	
		b 利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置) 有 ・ 無	
13 浴室等 (第13条)	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、車椅子使用者用浴室等を1以上設置	①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無	
		②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	(手すり等) 有 ・ 無	
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		④出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	
		⑤自動開閉又は車椅子使用者が開閉しやすい戸	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない（水平）	(高低差) 有 ・ 無	

建築物特定施設等	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	
14 標識 (第14条)	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に標識を設置 (日本産業規格Z8210に適合し、内容が容易に識別できるもの)	①エレベーターその他の昇降機への標識	有・無	
		②便所への標識	有・無	
		③駐車施設への標識	有・無	
15 案内設備 (第15条) (案内所を設ける場合には、適用しない)	建築物又は敷地内に、移動円滑化経路上の昇降機、便所、駐車施設の配置された案内板等の設置 (配置を容易に視認できる場合を除く)	①エレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板	有・無	
		②便所の配置を表示した案内板	有・無	
		③駐車施設の配置を表示した案内板	有・無	
	建築物又は敷地内に、移動等円滑化経路上の昇降機、便所の位置を、点字等の方法により視覚障害者に示す設備を設置	①エレベーターその他の昇降機の位置を点字等で示す設備を設置	有・無	
		②便所の位置を点字等で示す設備を設置	有・無	
16 点字等で示す設備(案内設備等)までの経路、又は案内所までの経路 (第16条)	道等から案内設備等及び案内所までの主たる経路 (道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内設備等までの主たる経路、又は道等から案内所まで主として視覚障害者が利用する主たる経路) *自動車の駐車施設に係る経路、案内所から直接地上へ通ずる出入口を視認できる建物の内部側を除く。	①線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。	有・無	
		②車路に接する部分に点状ブロックを敷設しているか。	有・無	
		③段・傾斜がある部分の上場に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)	有・無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	

(令和7年6月改定版)

注1 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は、バリアフリー法省令の該当条文を示す。

注2 特別特定建築物については、誘導基準省令18条の読替え規定に注意。

様式6

バリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に算入されない床面積の算定表

建築物 特定施設	種 別	通常床面積 (イ)		認定床面積 (ロ)		特例床面積(B)
1 廊下等 (令119)	(1) 小学校、中学校、高校、 中等教育学校の児童生 徒用のもの	両側居室	幅2.3×延長 = m ²	幅	×延長 = m ²	(ロ)-(イ)
		その他	幅1.8×延長 = m ²	幅	×延長 = m ²	
	(2) 病院の患者用のもの、 共同住宅	両側居室	幅1.6×延長 = m ²	幅	×延長 = m ²	
		その他	幅1.2×延長 = m ²			
(3) 上記以外のもの	上記以外	幅1.2×延長 = m ²				
	小 計	(イ) m ²		(ロ) m ²		(B) m ²
2 階段 (令23)	(1) 小学校における児童 用のもの	段の部分	幅1.4×階高計 × 踏面0.26÷蹴上げ0.16= m ²	幅	×階高 ×踏面 ÷蹴上げ	(ロ)-(イ)
		踊場	1.68 m ² ×箇所 = m ²		= m ²	
	(2) 中学校、高校、中等教 育学校の生徒用のもの 又は1,500 m ² 超の物販 店舗、劇場等における客 用のもの	段の部分	幅1.4×階高計 × 踏面0.26÷蹴上げ0.18= m ²	幅	×階高 ×踏面 ÷蹴上げ	
		踊場	1.68 m ² ×箇所 = m ²	幅	×踏幅 ×箇所 = m ²	
	(3) 居室の床面積>200 m ² (地階は100 m ²)	段の部分	幅1.2×階高計 × 踏面0.24÷蹴上げ0.20= m ²		= m ²	
		踊場	1.44 m ² ×箇所 = m ²	幅	×踏幅 ×箇所 = m ²	
	(4) 上記以外のもの	段の部分	幅0.75×階高計 × 踏面0.21÷蹴上げ0.22= m ²		= m ²	
		踊場	0.9 m ² ×箇所 = m ²	幅	×踏幅 ×箇所 = m ²	
	小 計	(イ) m ²		(ロ) m ²		(B) m ²
3 傾斜路 (令26)	(1) 階段の(1)、(2)に掲げ る用途	傾斜部分	幅1.4×高さ計 ÷勾配1/8 = m ²	幅	×高さ ÷勾配 / = m ²	(ロ)-(イ)
		踊場	1.68 m ² ×箇所 = m ²	幅	×高さ ÷勾配 / = m ²	
	(2) 居室の床面積>200 m ² (地階は100 m ²)	傾斜部分	幅1.2×高さ計 ÷勾配1/8 = m ²	幅	×踏幅 ×箇所 = m ²	
		踊場	1.44 m ² ×箇所 = m ²	幅	×踏幅 ×箇所 = m ²	
	(3) 上記以外のもの	傾斜部分	幅0.75×高さ計 ÷勾配1/8 = m ²		(傾斜部分) 計 m ²	
		踊場	0.9 m ² ×箇所 = m ²		(踊場) 計 m ²	
	小 計	(イ) m ²		(ロ) m ²		(B) m ²
4 便所	車椅子使用者用	便房面積1.0 m ² ×便房数 = m ²		便房面積	×便房数 = m ²	(ロ)-(イ)
				便房面積	×便房数 = m ²	(B) m ²
5 駐車場	車椅子使用者用	幅2.5×奥行6.0×台数 = m ²		幅	×奥行 ×台数 = m ²	(ロ)-(イ)
				幅	×奥行 ×台数 = m ²	(BP) m ²
	小 計	(BP) m ² 又は (P)-A/5 m ²		m ² /5= m ² のうち小さい数値		(B) m ²
6 劇場等の 客席	誘導基準適合 車椅子使用者用部分	スペースの面積0.5 m ² ×数 = m ²		幅	×奥行 ×数 = m ²	(ロ)-(イ)
				幅	×奥行 ×数 = m ²	(B) m ²
合 計		(ΣB)				m ²
延べ面積(A)		m ²		車庫面積(P)		m ²
容積率の算定の基礎となる 延べ面積に算入しない面積 (C)		(ΣB)が(A)/10 以下の場合 (ΣB)		m ²		(小さい方の数値)
		(ΣB)が(A)/10 を超える場合 (A)/10		m ²		(C) m ²

(注意)

1. 表の記入要領

- (1) 種別欄は該当する項目の番号等に○印を記入してください。
 - (2) 認定床面積(㊦)欄は複数の種別の場合は種別欄の該当項目に○印を記入した項目について記入し、床面積を算定してください。
 - (3) 通常床面積(イ)欄は該当する項目のみについて記入し、床面積を算定してください。
 - (4) 特例床面積(B)欄は該当する項目について(㊦)の数値から(イ)の数値を減じた数値を記入してください。
 - (5) 駐車場の特例対象床面積(B)は容積率の算定に含まれる床面積のみが対象となります。
2. 面積算定の根拠となる図面等を添付してください。
3. この様式に記入できない場合は、別紙とすることができます。

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長

印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る特定建築物の位置
- 4 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

(第一面)

変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

※欄は記入しないでください。

※この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

変更の概要

建築物特定施設	変更の内容

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]	札幌市	区
[延べ面積]		m ²
[敷地面積]		m ²
[建築面積]		m ²
[建築物の階数]		階
[構造方法]	造 一部	造
[主要用途]		
[用途別床面積]		
用途 ()	床面積 ()	m ² 階 ()
()	()	m ² ()
()	()	m ² ()
()	()	m ² ()
()	()	m ² ()
[建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分]		m ²
[工事種別]		
[確認の特例]		
法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無	< 有 ・ 無 >	

(注意)

- [主要用途] 及び [用途別床面積] の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階) の部分には、当該用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
- [建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分] の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。)を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第 22 条の 2 第 5 項において準用する法第 19 条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。
- [工事種別] の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
- [確認の特例] の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

		平面図番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口 (直接地上へ通ずる出入口 を除く)	幅 90 cm 以上のもの 幅 90 cm 未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅 120 cm 以上のもの 幅 90 cm 以上 120 cm 未 満のもの 幅 90 cm 未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する 傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターのその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	便房の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
多数の者が利用する便所（以下に掲げるものを除く。）		
車椅子使用者用便房のある便所		
水洗器具を設けた便房がある便所		
床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所）の総数を、便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を、それぞれ記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第七面)

⑦ 客席

客席の名称	客席に設ける座席の数	誘導基準適合車椅子使用者用部分の数

	平面図番号等	縦断面図番号
誘導基準適合車椅子使用者用部分		

(注意)

1. 客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるように記入してください。

⑧ 客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第八面)

⑨ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置がわかるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩ 駐車場

駐車施設の総数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

(注意)

1. 駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車施設の数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

⑪ 浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑫ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第十面)

3 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (①委託先の名称) (②委託業務内容)	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十一面)

4 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用地取得造成費 事務費 借入金利息 〇〇〇	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) 〇〇〇	()
	計	

5 特定建築物の建築等の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

変更認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(※)

確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事又は

建築副主事の職氏名

様

札幌市長

印

下記による申請書に記載の計画の変更について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定により認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 特定建築物の位置

3 特定建築物の概要

① 主要用途

② 延べ面積

③ その他の事項

4 変更前の認定番号

年 月 日 第 号

(※) は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長

印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る特定建築物の位置
- 4 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

取り下げ届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住 所
(建築主等)

氏 名

建築主等の代理人 住 所

氏 名

下記の認定の申請を取り下げるので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請に係る特定建築物の位置

札幌市 区

2 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください
- 2 建築主等の代理人とは、本届出に関する権限を委任された者とします。
- 3 ※欄は記入しないで下さい

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

取り止め届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者 住 所
(建築主等) 氏 名

建築主等の代理人 住 所
氏 名

認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づく下記の特定建築物の建築又は維持保全を取り止めたいので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
第 号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る特定建築物の位置
札幌市 区
- 4 認定建築主等の氏名
- 5 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください
- 2 建築主等の代理人とは、本届出に関する権限を委任された者とします。
- 3 ※欄は記入しないで下さい

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

改善命令書

年 月 日

様

札幌市長 印

下記の特定建築物の建築等及び維持保全計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日
- 3 認定建築主等の氏名
- 4 認定に係る特定建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

年 月 日

様

札幌市長

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定に基づき、下記の特定建築物の建築等及び維持保全計画について、その認定を取り消しましたので通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日
- 3 認定建築主等の氏名
- 4 認定に係る特定建築物の位置
- 5 理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

報告者 住 所
(建築主等) 氏 名
建築主等の代理者 住 所
氏 名

認定を受けた特定建築物の建築等の計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告いたします。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号
第 号
- 2 特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主等の氏名
- 4 認定に係る特定建築物の位置
札幌市 区
- 5 工事完了年月日
年 月 日
- 6 認定に係る特定建築物の工事が完了したことを確認した建築士等
【資格】 () 建築士 () 登録 第 号
【氏名】
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【所在地】
- 7 建築物特定施設の維持保全に関する実施体制
 - ① 管理者の氏名又は名称
 - ② 維持保全責任者の氏名又は名称

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください
- 2 建築主等の代理人とは、本報告に関する権限を委任された者としてします。
- 3 ※欄は記入しないで下さい
- 4 認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる図面及び写真を添付してください。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。